



各 位

平成 28 年 5 月 12 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings  
代 表 者 名 代表取締役社長 赤尾 伸悟  
(JASDAQコード・6636)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 中原 麗  
電 話 03 - 3449 - 3939

## 勝訴判決（控訴審）に関するお知らせ

当社が平成 28 年 2 月 8 日付「当社に対する控訴に関するお知らせ」にて公表いたしました株式会社アヴァンスグループ（以下、「アヴァンスグループ」といいます。）（注）からの当社に対する損害賠償請求事件控訴審につきまして平成 28 年 5 月 12 日付にて東京高等裁判所より判決の言渡しがあり、本日判決文を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件控訴の経緯

本件控訴につきましては、平成 26 年 3 月 12 日に当社とアヴァンスグループとの間で締結しました株式会社リアルビジョンの普通株式の譲渡につき、アヴァンスグループ側より譲渡過程において当社に不法行為があったことを原因とした損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起されたものです。平成 27 年 12 月 27 日の東京地方裁判所の判決では、当社主張が全面的に認められ、原告であるアヴァンスグループの請求を棄却する旨の判決が下されていましたが、アヴァンスグループはこれを不服とし、平成 27 年 12 月 28 日に東京高等裁判所に控訴をしていたものです。

本日、東京高等裁判所の控訴審判決においても、当社主張が全面的に認められ、アヴァンスグループの本件控訴は棄却され、当社が勝訴いたしました。

#### 2. 控訴審判決の言渡しのあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京高等裁判所
- (2) 年月日：平成 28 年 5 月 12 日

3. 控訴を提起した者（控訴人）

株式会社アヴァンスグループ

4. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する
- (2) 訴訟費用は控訴人（アヴァンスグループ）の負担とする

5. 今後の見通し

当社の主張が全面的に認められた内容での判決であり、本判決による当社業績への影響はありません。

(注) 株式会社アヴァンスグループの訴訟提起時の商号につきましては、株式会社アンビシヤスグループになります。

以 上